



第4回伊東ブランド「いとうのいいもの」 募集要項

伊東の企業が生み、育てた優良な地元品を「伊東ブランド」として認定しています。
第4回となる募集を下記のとおり行います。

◆伊東ブランド「いとうのいいもの」とは…

伊東の企業が創意と工夫を凝らし、育んだ優良な地域資源（特産品・素材・商品など）を「伊東の地域ブランド」として認定し、効果的な販売促進等を行うことによって、商工業及び観光業の活性化を図るとともに、新たな魅力の創生に繋げることを目的とします。

例：飲食料（菓子類、農水産加工品など）、食堂の飲食物、工芸品など

これぞ！と思われる**御社の逸品**を、下記の要領等をご確認のうえお申し込みください。

応募要件

※下記の①～⑦までの条件をすべて満たすことが申請の要件です。観光商品は、①・④・⑤の条件をすべて満たすことが申請の要件です。

- ① 伊東市内に本店又は営業店などの出先機関を有する事業所及び団体であり、かつ伊東商工会議所の会員であること。
- ② 伊東市内で製造または加工しているものであること。（仕入れた商品をパッケージだけ変更している等は不可）
※伊東産の原材料を含んだ商品を自社独自の製法をもとに外部へ委託製造する場合を除く。
- ③ 季節商品である場合は、販売期間を明記のうえ審査会に現物を出品できること。
- ④ 商品が「伊東」を連想させる内容を含むもの、あるいは市民に広く周知されている商品であること（地元に根付いている商品）。または、新商品であれば、商品の一部に伊東産の原材料を含むなど伊東をイメージすることができる商品。
- ⑤ 責任者及び製造場所が明らかであり、消費者からの苦情、要望に対応できる主体、処理体制が確立されていること。
- ⑥ 商品及び製造に係る関係法令等に違反しておらず、衛生、安全性が確保されていること、かつPL保険（これに類する）に加入済み、又は加入予定事業者であること。
- ⑦ 製造、販売の中止などのやむ終えない場合を除き、認定品の取り下げはできません。

応募制限：1事業所1品となります

- ・第1回、第2回認定審査会で認定を受けた商品を保有する事業所様は、事前にお問い合わせください。
- ・第3回認定審査会で認定を受けた商品を保有する事業所様は、申し訳ございませんが、今回は申請できません。

申請受付期間

令和元年 5月7日（火）～ 5月31日（金）

※申請に係わる説明会 5月17日（金）午後6時～ 伊東商工会議所で開催

申請料

1商品につき 5,000円

※商品が認定された場合は、認定料として、1商品につき20,000円を別途、申し受けます。

〔申請書類一式の提出先・問い合わせ先〕伊東商工会議所 電話：37-2500

認定審査会

日時：令和元年 6月18日（火） 午前10時から
会場：伊東商工会議所

※審査会は、外部の有識者に審査をお願いする予定です。

☆次のいずれかにエントリーしてください

A：商品部門（土産品・飲食の提供 としてブランド認定を受ける場合）

B：歴史・文化・体験部門（観光商品 としてブランド認定受ける場合）

認定基準

*一次審査 = 商品訴求力、食味（食品）などの評価

*二次審査 = 独自性、品質、価格の適正、パッケージ などの総合的評価

☆エントリーした部門で以下の認定基準を満たしているかを審査します。

認定基準	A:商品	B:歴史・文化 体験
①商品として味・風味・楽しさなどが良いと認められるか。	○	-
②自然・歴史・農産物・海産物・文人墨客・温泉など伊東を連想させる風景や情景などのテーマ性を含み、伊東を代表する商品になるか。パッケージやネーミングに工夫を感じられるか。	○	○
③商品(その製法・素材等)に関するこだわり、技術の独自性・独創性はあるか。	○	○
④多くの消費者に受け入れられる品質を適正な価格で提供しているか。資格や技術的な裏付け、顕著な販売実績・受賞歴はあるか。	○	○
⑤その他、審査委員会で定めた認定基準をクリアできるか。	○	○

認定期間：3年（令和元年6月～令和4年5月31日）

◆伊東ブランド「いとうのいいもの」に認定されると・・・

認定商品に認定シールが添付（印刷可）でき、店頭でのぼり旗やパンフレットへの掲載などで「伊東の逸品」であることが一目瞭然、商品に付加価値が加わり魅力が向上します。さらにイベント出展、商談会など販路拡大につながるチャンスが増加します。

